



MIRAI for EARTH

第54期 定時株主総会招集ご通知

開催日時 | 2026年6月25日（木曜日）
午前10時（配信開始 午前9時30分）

開催方法 | 場所の定めのない株主総会
（バーチャルオンリー株主総会）
※完全オンラインでの開催のため、
実会場はございません。

決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

郵送またはインターネットでも議決権をご行使いただけます。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後6時まで

MIRARTH ホールディングス株式会社
証券コード：8897

ごあいさつ

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第54期定時株主総会を2026年6月25日(木)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社グループは、パーパス「サステナブルな環境をデザインする力で、人と地球の未来を幸せにする。」を掲げ、強固な事業ポートフォリオの構築や、資本効率と収益性の更なる向上を通じ、持続的な成長モデルの構築に取り組んでおります。

不動産総合デベロッパーの枠を超えた「未来環境デザイン企業」へと進化する決意とともに、企業価値の向上を実現してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

2026年6月

代表取締役 **島田和一**



Our Purpose

サステナブルな環境をデザインする力で、
人と地球の未来を幸せにする。

Our Values

情熱・感動

環境創造に情熱を注ぎ、
人々と感動を分かちあう。

持続可能

人、自然、社会の共存を目指し、
サステナブルな世界をつくる。

価値創出

スピード感を持って変革を続け、
新しい価値を創出する。

多様性・共創

一人ひとりのアイデアを大切に、
地域社会との共創を進める。

誠実・信頼

誠実な行動で、
人と社会の安全・安心を約束する。

株主各位

証券コード 8897
2026年6月4日
東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

MIRARTHホールディングス株式会社

代表取締役 島田和一

第54期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は、法令及び当社定款の規定に基づき、場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）といたしますので、本株主総会には、当社指定のウェブサイト（<https://web.sharely.app/login/mirarth-54>）を通じてご出席くださいますようお願い申し上げます。ご出席いただくために必要となる環境やお手続き方法等の詳細は3頁以下の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

また、本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://mirarth.co.jp/ir/stockinfo/procedure/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



当日のご出席に代えて、郵送またはインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討くださいますと、後述のご案内に従って2026年6月24日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時	2026年6月25日（木曜日）午前10時 （配信開始 午前9時30分）
開催方法	場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）とします。 当社指定のウェブサイト（ https://web.sharely.app/login/mirarth-54 ）を通じてご出席ください。ご出席いただくために必要となる環境やお手続き方法等の詳細は、3頁以下の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認くださいませよう願ひ申し上げます。
目的事項	報告事項 (1) 第54期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第54期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
議決権事前行使について	後記6頁から7頁の「議決権事前行使についてのご案内」をご参照ください。
招集にあたっての決定事項	(1) 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。 (2) 書面（郵送）またはインターネットにより事前に議決権を行使された株主さまが本株主総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、本株主総会において行使された内容を有効なものとして取り扱います。本株主総会において議決権を行使されなかった場合は、書面（郵送）またはインターネットにより事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。 (3) 通信障害等により、本株主総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本株主総会の延期または続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本株主総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期または続行の決定を行った場合には、2026年6月26日（金曜日）午前10時より、本株主総会の延会または継続会を開催いたします。その場合は、速やかに当社ウェブサイト（ https://mirarth.co.jp/ir/stockinfo/procedure/ ）でお知らせいたしますので、3頁以下の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」に従ってお手続きのうえ、本株主総会の延会または継続会にご出席くださいますようお願い申し上げます。

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

以 上

書面交付請求された株主さまへご送付している書面について

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- 事業報告の「新株予約権等の状況」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

バーチャルオンリー株主総会のご案内

本株主総会は、インターネット上でのみ開催する「バーチャルオンリー株主総会」です。

株主さまが実際にご来場いただく会場はございませんので、オンラインにてご出席くださいますようお願い申し上げます。ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続方法等の詳細について、以下のとおりご案内申し上げます。株主総会当日に当社指定のウェブサイト (<https://web.sharely.app/login/mirarth-54>) からインターネット上で出席し、ライブ配信映像のご視聴、議決権行使のほか、株主総会の目的事項に関する質問、動議の提出等が可能です。また、同ウェブサイト内より、事前のご意見、ご質問等をお受けしておりますので、是非ご利用ください。

※同ウェブサイトのご利用に際しましては、以下の注意事項を必ずご一読ください。

1 配信日時

2026年6月25日（木曜日）午前10時から

※総会当日は、午前9時30分頃から配信開始予定です。

※通信障害等の影響により本株主総会を上記日程で開催することができなかった場合には、当社ウェブサイト (<https://mirarth.co.jp/ir/stockinfo/procedure/>) において、あらためて日程等をご案内いたします。

2 アクセス方法

<接続先URL><https://web.sharely.app/login/mirarth-54>

<必要事項>株主番号、議決権行使書用紙に記載の郵便番号、保有株式数

①上記のURLをご入力いただくか、スマートフォンで右図のQRコードを読み込み、ライブ配信ページにアクセスしてください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

②接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」「保有株式数」を、画面表示に従って入力しログインしてください。

※議決権行使書用紙を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」「保有株式数」を、必ずお手許にお控えください。

※郵便番号につきまして、基準日（2026年3月31日）以降に、証券口座を開設されている証券会社を通じて住所変更の手続きをされた株主さまは、本株主総会の議決権行使書に記載の住所ではなく、基準日（2026年3月31日）時点での株主名簿上の住所の郵便番号をご入力ください。

※ご不明点に関しては、以下FAQサイトをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

3 当日の議決権行使の方法

ログイン後、議長の指示に従って、視聴画面下部の「決議」ボタンより賛否をご入力ください。

4 質問方法及び動議の提出方法

(1) 事前質問の方法

<接続先URL>https://web.sharely.app/e/mirarth-54/pre_question

<必要事項>株主番号、議決権行使書用紙に記載の郵便番号、保有株式数

①上記のURLをご入力いただくか、スマートフォンで上図のQRコードを読み込み、事前質問受付サイトにアクセスしてください。



②接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」「保有株式数」を、画面表示に従って入力しログインしてください。

※議決権行使書用紙を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」「保有株式数」を必ずお手許にお控えください。

※郵便番号につきまして、基準日（2026年3月31日）以降に、証券口座を開設されている証券会社を通じて住所変更の手続きをされた

た株主さまは、本株主総会の議決権行使書に記載の住所ではなく、基準日（2026年3月31日）時点での株主名簿上の住所の郵便番号をご入力ください。

以下の期限まで事前質問をお受けいたします。事前質問フォームより本株主総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。ご意見・ご質問等はお一人様につき3問まで、1問につき150文字までとさせていただきます。

<事前質問受付期限> 2026年6月19日（金曜日）午後6時まで

※受付期限終了後にお送りいただいたご意見・ご質問にはお答えできかねます。

※株主の皆さまのご関心が特に高いと思われる事項を中心に、株主総会当日にご説明させていただく予定です。

※株主総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合があります。

(2) 当日の質問の方法

ログイン後、議長の指示に従って、視聴画面下部の「質問」ボタンより本株主総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。ご質問はお一人様につき3問まで、1問につき150文字までとさせていただきます。

(3) 動議の提出方法

動議をご提出される場合には、議長の指示に従い、視聴画面下部の「動議」ボタン内から動議の種類を選択しご入力をお願いいたします。

(4) 質問及び回答の掲載

株主総会当日は、事前質問及び当日質問のすべてに回答できない場合がございますが、本株主総会の目的事項に関連しない場合を除き、原則としてすべての質問及びこれに対する回答を本株主総会後に当社ウェブサイトに掲載いたします。

5 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の内容

本株主総会では、通信障害対策が講じられたシステムを利用し、本株主総会当日の運用に際しては、通信障害対応が可能な専門スタッフが配置いたします。通信障害により議事に著しい支障が生じた場合に備え、本株主総会当日冒頭に、本株主総会の延期または続行の議長一任決議について諮り、また、通信障害が生じた場合の対応マニュアルをあらかじめ整備いたします。

6 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針の内容

議決権の行使を希望する株主さまのうちインターネットを使用することに支障のある株主さまにつきましては書面による事前の議決権の行使を推奨いたします。

7 代理人による出席方法

議決権を有する他の株主さま1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主さまは、株主総会に先立って、当社に以下の書面のご提出が必要となりますので、提出期限までに以下の提出先までご送付ください。

<必要書面>

- ・委任状（委任される株主さまのご署名または押印のあるもの）
- ・委任する株主さま及び委任された株主さまの議決権行使書の写し（コピー）

<代理人に関する書類の提出先>

〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 鉄鋼ビルディング16階
MIRARTHホールディングス株式会社 株主総会運営事務局 宛

<ご提出期限> 2026年6月18日（木曜日）午後6時必着

※ご提出期限までに必要書類が当社に届かなかった場合は、代理人による出席は認められませんのでご了承ください。

※ご提出いただいた書類に不備があった場合は、有効な委任としてお取り扱いできない場合がございます。

<注意事項>

1. 書面またはインターネットによる議決権の事前行使をされ、当日バーチャルオンリー株主総会にインターネット経由で出席し、事前の議決権行使と重複して議決権を行使された場合は、本株主総会において最後に行われたものを有効な議決権行使とし、事前の議決権行使は無効とさせていただきます。事前に議決権行使のうえ、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、事前の議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。事前に議決権行使をせず、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、棄権として取り扱わせていただきます。
2. 事前質問受付サイトから動議の提出はできません。
3. 当日は安定した配信に努め、通信障害が発生した場合に備え具体的な対処のマニュアルも準備しておりますが、視聴される株主さまの通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性があります。
4. 株主総会当日において、株主さま側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、一切の責任を負いかねます。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
5. ご視聴いただく際の通信機器類、接続料金及び通信用料等の一切の費用は株主さまのご負担となります。
6. 映像や画像、音声データ等の第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
7. その他配信システムに関するご不明点に関しましては、以下FAQサイトを確認ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

【当日のログイン方法、操作方法等に関する問合せ】

問合せ先：システム運営会社（Sharely株式会社）Tel 03-6683-7661

受付日時：2026年6月25日（木曜日）午前9時～株主総会終了まで



議決権事前行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



インターネットで議決権を行使される場合

当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。詳細は、次ページをご参照ください。

議決権行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後6時まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

議決権行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

切取線

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

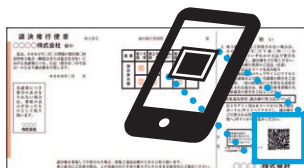
・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる 議決権事前行使方法のご案内

インターネット行使期限
2026年6月24日（水曜日）
午後6時まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

機関投資家の皆さまへ

当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加いたしております。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して以下のとおり当期の期末配当をさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

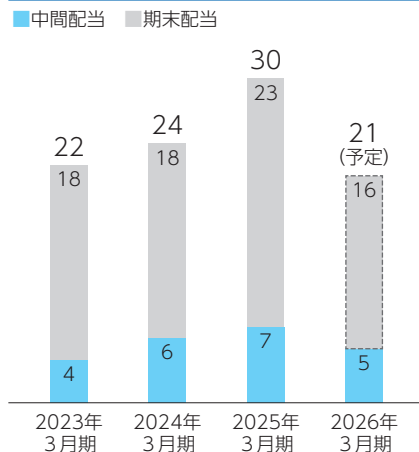
1 配当財産の種類 金銭

2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金 **16円** 配当総額 **2,175,657,472円**

なお、中間配当金として1株につき金5円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金21円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日 **2026年6月29日**

1株当たり配当金の推移 (単位：円)



第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役4名を含む取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当
1	再任 島田 和一 (満60歳)	代表取締役 兼 グループCEO 兼 社長執行役員
2	再任 中村 大助 (満58歳)	取締役 兼 グループCFO 兼 グループCSO 兼 専務執行役員 兼 サステナビリティ推進室長
3	新任 山地 剛 (満54歳)	グループCRO 兼 グループCHRO 兼 常務執行役員 兼 グループ人事戦略部長
4	新任 高荒 美香 (満59歳)	グループCBO 兼 常務執行役員
5	再任 内田 要 (満72歳)	社外取締役 独立役員 取締役
6	再任 金丸 祐子 (満46歳)	社外取締役 独立役員 取締役
7	再任 小野 保子 (満60歳)	社外取締役 独立役員 取締役
8	新任 矢部 延弘 (満66歳)	社外取締役 独立役員 ー

候補者番号 1



しまだ かずいち
島田 和一

1965年12月4日生 満60歳

再任

所有する当社株式数

1,301,700株

略歴、地位及び担当：

1987年 5月	当社入社	2019年 6月	当社代表取締役 兼 最高経営責任者 (CEO)
1998年 6月	当社取締役開発部長		兼 社長執行役員
2000年 6月	当社常務取締役開発本部長 本社開発部長 兼 建築部長	2022年10月	当社代表取締役 兼 グループCEO 兼 グループCOO
2006年 6月	当社代表取締役副社長 兼 開発本部長		兼 社長執行役員
2012年 4月	当社代表取締役副社長 兼 最高執行責任者 (COO) 兼 最高財務責任者 (CFO) 兼 総合企画本部長	(株)タカラレーベン 代表取締役 兼 CEO 兼 社長執行役員	
2014年 4月	当社代表取締役社長 兼 最高経営責任者 (CEO) 兼 最高執行責任者 (COO) 兼 最高財務責任者 (CFO)	2024年 6月	(株)タカラレーベン 取締役副会長 (現任) 住宅産業信用保証(株) 社外取締役 (現任)
2019年 4月	当社代表取締役社長 兼 最高経営責任者 (CEO)	2025年 6月	(一社) 全国住宅産業協会 理事 (現任)
		2026年 4月	当社代表取締役 兼 グループCEO 兼 社長執行役員 (現任)

【重要な兼職の状況】 (株)タカラレーベン 取締役副会長
住宅産業信用保証(株) 社外取締役
(一社) 全国住宅産業協会 理事

取締役候補者とした理由

島田和一氏は、2014年4月に当社代表取締役社長に就任して以来、強いリーダーシップを発揮して経営の指揮を執り企業価値の向上に貢献してきたことから、今後も当社グループの持続的な成長及び経営全般に対する適切な役割の遂行が期待できるため、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 2



なか むら だい すけ
中村 大助

1968年2月12日生 満58歳

再任

所有する当社株式数
4,000株

略歴、地位及び担当：

1991年 4月	(株)太陽神戸三井銀行 (現(株)三井住友銀行) 入行	2024年 5月	当社常務執行役員
2014年 4月	同行 所沢法人営業部長	2024年 6月	当社取締役 兼 グループCFO 兼常務執行役員 (グループ財務 部・グループ経理部管掌)
2016年 4月	同行 法人戦略部 部付部長		(株)タカラレーベン 取締役 兼 専務執行役員
2017年 4月	同行 日本橋東法人営業部長	2025年 4月	当社取締役 兼 グループCFO 兼 専務執行役員 兼 サステナビリティ推進室長
2019年 4月	同行 神田法人営業第一部長	2026年 4月	当社取締役 兼 グループCFO 兼 グループCSO 兼 専務執行役員 兼 サステナビリティ推進室長 (現任)
2020年 4月	同行 執行役員 神田法人営業第一部長		
2021年 4月	同行 執行役員 東日本第一法人営業本部長		
2023年 4月	同行 常務執行役員 ホールセール部門副責任役員 (株)三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 ホールセール事業部門事業部門長補佐		

取締役候補者とした理由

中村大助氏は、金融機関での豊富な経験と経営に関する高い見識を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 3



やま じ とう
山地 剛

1971年8月9日生 満54歳

新任

所有する当社株式数
39,800株

略歴、地位及び担当：

2016年 4月	当社入社	2024年 4月	当社グループCRO 兼 執行役員
2021年 4月	当社上席執行役員 経営企画本部長 兼 IT推進部長 兼 人事部長		兼 グループ人事戦略部長 (株)タカラレーベン 上席執行役員 兼 経営管理本部長
2022年 4月	当社上席執行役員 経営企画本部長 兼 人事部長	2025年 4月	当社グループCRO 兼 常務執行役員 グループ人事戦略部長 (株)タカラレーベン 上席執行役員 兼 総合管理本部長
2022年10月	当社執行役員 経営管理本部長 兼 グループ人事戦略部長 兼 社長室長 (株)タカラレーベン 上席執行役員 経営管理本部長	2025年 6月	当社グループCRO 兼 常務執行役員 グループ人事戦略部長 (株)タカラレーベン 取締役 兼 上席執行役員 兼 総合管理本部長
2023年 4月	当社グループCRO 兼 執行役員 兼 グループ人事戦略部長 兼 社長室長 (株)タカラレーベン 上席執行役員 兼 経営管理本部長	2026年 4月	当社グループCRO 兼 グループCHRO 兼 常務執行役員 グループ人事戦略部長 (現任) (株)タカラレーベン 取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】 (株)タカラレーベン 取締役 (2026年6月22日退任予定)

取締役候補者とした理由

山地剛氏は、経営企画及び人事部門等での豊富な経験と経営に関する高い見識を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、取締役候補者としております。

候補者番号 4



たか あら み か
高荒 美香

1966年8月8日生 満59歳

新任

所有する当社株式数

192,600株

略歴、地位及び担当：

2000年 1 月	当社入社	2022年10月	当社執行役員 (株)タカラレーベン 取締役 兼 執行役員事業開発推進室長 兼 事業開発推進部長
2016年 6 月	当社取締役 兼 執行役員営業本部 営業統括グループ統括部長 兼 営業推進部長 兼 業務部長	2024年 4 月	当社執行役員 グループ事業リーディング室長 (株)タカラレーベン 取締役 兼 執行役員 事業リーディング室長 兼 事業リーディング部長
2018年 4 月	当社取締役 兼 執行役員営業本部 営業統括グループ統括部長	2025年 4 月	当社常務執行役員 兼 グループ事業リーディング室長 (株)タカラレーベン 取締役
2019年 4 月	当社取締役 兼 執行役員営業本部副本部長	2025年 6 月	当社常務執行役員 兼 グループ事業リーディング室長
2021年 4 月	当社取締役 兼 執行役員事業開発推進室 室長 兼 事業開発推進部 部長	2026年 4 月	当社グループCBO 兼 常務執行役員 (現任)

取締役候補者とした理由

高荒美香氏は、営業統括部門での豊富な経験と経営に関する高い見識を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、取締役候補者としております。

候補者番号 5



うちだ
内田
かなめ
要

1954年6月14日生 満72歳

再任

社外取締役

独立役員

所有する当社株式数

一株

略歴、地位及び担当：

1978年4月	建設省（現国土交通省）入省	2015年1月	内閣官房 内閣審議官
2004年7月	国土交通省総合政策局政策課長		兼 内閣官房地域活性化総括官
2005年8月	同省 総合政策局総務課長		（内閣審議官 内閣官房産業遺産
2006年7月	同省 大臣官房総務課長		の世界遺産登録推進室長）
	兼 大臣官房審議官（大臣官房）		併 内閣府地方創生推進室長
2007年7月	同省 大臣官房審議官（総合政策局）	2015年7月	辞職
2009年7月	同省 大臣官房総括審議官	2015年11月	（一社）不動産協会
2010年8月	同省 土地・水資源局長		副理事長 専務理事
2011年7月	同省 土地・建設産業局長	2017年4月	麗澤大学 客員教授（現任）
2012年7月	（独）都市再生機構副理事長	2023年7月	（一社）不動産協会
2014年7月	内閣官房 内閣審議官		顧問（現任）
	兼 内閣官房地域活性化統合事務局長	2023年7月	（一財）土地総合研究所
			理事長（現任）
		2024年6月	当社社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】 麗澤大学 客員教授

（一社）不動産協会 顧問

（一財）土地総合研究所 理事長（2026年6月24日退任予定）

（一財）土地総合研究所 シニア・フェロー（2026年6月25日就任予定）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

内田要氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、不動産業界における豊富な経験と幅広い見識、また、国土交通省における職務実績と経験を有していることから、社外取締役として当社グループの経営に資するところが大きいと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。内田要氏が社外取締役に選任された場合には、上記経験を基にした高い見識と専門知識の視点から、当社グループの経営の方針・経営戦略について、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るための助言等を行うこと、また、報酬諮問委員会及び指名諮問委員会において、取締役の報酬・選解任の決定を通じた業務執行の適切な評価と監督等の職務を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号 6



かな まる ゆう こ
金丸 祐子

1979年8月25日生 満46歳

再任

社外取締役

独立役員

所有する当社株式数

一株

略歴、地位及び担当：

2006年10月	弁護士登録（第二東京弁護士会所属） 森・濱田松本法律事務所入所	2023年 2月	Bleaf(株) 社外監査役
2013年 2月	米国ニューヨーク州弁護士登録	2023年 6月	(株)イーアイ 社外取締役 (監査等委員) (現任)
2018年 1月	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士	2023年 7月	HEROZ(株) 社外取締役 (監査等委員) (現任)
2022年 7月	アキュリスファーマ(株) 社外監査役	2024年 6月	当社社外取締役 (現任)
2023年 1月	外苑法律事務所 パートナー弁護士 (現任)	2025年 6月	ソフトバンクグループ(株) 社外監査役 (現任)

【重要な兼職の状況】 外苑法律事務所 パートナー弁護士
(株)イーアイ 社外取締役 (監査等委員)
HEROZ(株) 社外取締役 (監査等委員)
ソフトバンクグループ(株) 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金丸祐子氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、日本及び米国NY州での弁護士資格を有し、国内・海外で培ってこられた専門知識と豊富な経験・実績を有していることから、取締役会の透明性向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。金丸祐子氏が社外取締役に選任された場合には、当社グループの経営の方針・経営戦略について、弁護士としての高い見識と専門知識、ダイバーシティ等幅広い視点に基づき指摘・助言等を行うこと、また、コンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会において、コンプライアンスの向上及びリスクマネジメントの助言等を通じて透明性の高いガバナンス体制の構築に関与していただくことを期待しております。

候補者番号 7



おの やすこ
小野 保子

1965年11月4日生 満60歳

再任

社外取締役

独立役員

所有する当社株式数

一株

略歴、地位及び担当：

1989年 4月	(株)太陽神戸銀行 (現 (株)三井住友銀行) 入行	2017年 4月	同行 資産監査部 部付部長
1997年 4月	同行 金融市場営業部 部長代理	2019年 4月	SMBCコンシューマーファイナンス(株) 顧問
2006年11月	Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe (イギリス) (現 SMBC Bank International plc) 上席部長代理	2019年 6月	同社 常勤監査役 (株)SMBCモビット 非常勤監査役
2009年12月	(株)三井住友銀行 国際法人営業部 融資オフィサー	2022年 6月	SMBC信用保証(株) 非常勤監査役
2010年 4月	同行 国際法人営業部 グループ長	2023年 7月	SMBCコンシューマーファイナンス(株) 海外担当 顧問
2012年 4月	同行 国際法人営業部 副部長	2024年 5月	イオンフィナンシャルサービス(株) 社外監査役 (現任)
2014年 4月	SMBC SSC (マレーシア) 社長	2025年 6月	当社社外取締役 (現任)
2016年 5月	(株)三井住友銀行 総務部 上席推進役		

【重要な兼職の状況】 イオンフィナンシャルサービス(株) 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小野保子氏は、直接会社の経営に携わるとともに、国内・海外の金融機関において培われた専門知識と豊富な経験、また、監査役としての職務実績と経験を有していることから、取締役会の透明性の向上及び監督機能強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。小野保子氏が社外取締役に選任された場合には、企業経営、ダイバーシティ等幅広い視点から当社グループの経営の方針・経営戦略について、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るための助言等を行うこと、また、コンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会において、コンプライアンスの向上及びリスクマネジメントの助言等を通じて透明性の高いガバナンス体制の構築に関与していただくことを期待しております。

候補者番号 8



やべ のぶ ひろ
矢部 延弘

1960年1月22日生 満66歳

新任

社外取締役

独立役員

所有する当社株式数

一株

略歴、地位及び担当：

1982年 4月	丸紅(株)入社	2019年 4月	同社 代表取締役 専務執行役員 C F O 投融資委員会委員長
2006年 9月	同社 食料総括部長		サステナビリティ推進委員会 委員長 I R ・ 格付担当役員
2009年 4月	丸紅米国会社 C F O 兼 C A O	2020年 4月	同社 専務執行役員 欧州C I S 統括 兼 丸紅欧州会社 社長
2012年 4月	丸紅(株) 執行役員 財務部長	2022年 4月	みずほ丸紅リース(株) 代表取締役社長
2014年 4月	同社 執行役員 経営企画部長	2025年 6月	東京汽船(株) 社外取締役 (現任)
2016年 4月	同社 代表取締役 常務執行役員 C F O 投融資委員会委員長 C S R ・ 環境委員会委員長 I R ・ 格付担当役員	2025年 9月	(株)高橋書店 取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】 東京汽船(株) 社外取締役
(株)高橋書店 取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

矢部延弘氏は、金融機関や事業会社において経営に携わっており、経営に関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しておりますことから、社外取締役として当社グループの経営に資するところが大きいと判断し、社外取締役候補者としております。矢部延弘氏が社外取締役に選任された場合には、企業経営の観点から、当社グループの経営の方針・経営戦略について、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るための助言等を行うこと、また、報酬諮問委員会及び指名諮問委員会において、取締役の報酬・選解任の決定を通じた業務執行の適切な評価と監督等の職務を果たしていただくことを期待しております。

- (注) 1. 本株主総会参考書類は、作成時点（2026年5月15日）の情報に記載しておりますが、各候補者の年齢については今回の株主総会終結時点の情報を、所有する当社株式の数については2026年3月31日時点の情報を記載しております。
2. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 内田要氏、金丸祐子氏、小野保子氏及び矢部延弘氏は社外取締役候補者であります。なお内田要氏、金丸祐子氏及び小野保子氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、矢部延弘氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。
4. 内田要氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 金丸祐子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 小野保子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
7. 当社は、内田要氏、金丸祐子氏及び小野保子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、矢部延弘氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約のその他の内容につきましては、事業報告「役員等賠償責任保険契約に関する事項」に記載のとおりであり、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、2027年3月に当該保険契約を同内容で更新予定であります。
9. 小野保子氏は、当社の借入先である株式会社三井住友銀行の資産監査部付部長でありましたが、当社の借入金額に占める同行からの借入金額の割合（2026年3月31日時点）は約25.8%でありましたが、同社の資産監査部付部長を退任されてからすでに7年以上が経過しております。そのため、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

(ご参考) 取締役スキル・マトリックス

本総会において、第2号議案が原案どおり承認された場合の各取締役が備えるスキルは以下のとおりです。なお、各取締役が特に「強み」としている項目においては「◎」としております。

氏名	役職	企業経営	財務/会計	法務/ リスクマネ ジメント	営業/ マーケティ ング	人事・労務	IT	グローバル 事業	指名委員	報酬委員
島田 和一	代表取締役 兼 グループCEO 兼 社長執行役員	◎	○	○	○			○	○	
中村 大助	取締役 兼 グループCFO 兼 グループCSO 兼 専務執行役員		◎	○		○				○
山地 剛	取締役 兼 グループCRO 兼 グループCHRO 兼 上席執行役員			○		◎				
高荒 美香	取締役 兼 グループCBO 兼 上席執行役員				◎		○			
内田 要	社外取締役			◎			○	○	委員長	○
金丸 祐子	社外取締役			◎		○		○		
小野 保子	社外取締役		○	○				◎		
矢部 延弘	社外取締役	◎	○	○				○	○	委員長

第3号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役木村正樹氏は辞任されます。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



さだ まさ とおる
定政 徹

1964年9月28日生 満61歳

新任

社外取締役

独立役員

所有する当社株式数

一株

略歴及び地位：

1988年4月	東急不動産(株) 入社	2018年4月	東急不動産(株) 監査役室長
	同社 デュエット事業本部		東急不動産ホールディングス(株) 監査役室長
1990年4月	同社 仙台支店		
1998年12月	同社 総務部	2020年4月	東急不動産(株) 監査役室 (現任)
2006年4月	(株)東急総合研究所 出向		東急不動産ホールディングス(株) 監査役室 (現任)
2010年4月	(株)東急住生活研究所 (現(株)東急不動産 R & Dセンター) 出向		
2014年4月	東急不動産(株) 監査役室 東急不動産ホールディングス(株) 監査役室		

【重要な兼職の状況】 東急不動産(株) 監査役室 (2026年6月24日退職予定)
東急不動産ホールディングス(株) 監査役室 (2026年6月24日退職予定)

社外監査役候補者とした理由

定政徹氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり不動産業界に携わり、豊富な経験と実績、幅広い知識と見識を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。

- (注) 1. 本株主総会参考書類は、作成時点(2026年5月15日)の情報を記載しておりますが、年齢については今回の株主総会終結時点の情報を、所有する当社株式の数については2026年3月31日時点の情報を記載しております。
2. 定政徹氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 定政徹氏は、社外監査役候補者であります。
4. 定政徹氏が原案どおり選任された場合には、新たに独立役員となる予定であります。
5. 定政徹氏が原案どおり選任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約のその他の内容につきましては、事業報告「役員等賠償責任保険契約に関する事項」に記載のとおりであり、定政徹氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、2027年3月に当該保険契約を同内容で更新予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2025年6月25日開催の第53期定時株主総会において補欠監査役に選任された本間朝美氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされており、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

さ さ き ま さ や
佐々木雅也

1966年10月15日生 満59歳

独立役員

社外監査役

所有する当社株式数

一株

略歴及び地位：

1992年4月	三菱商事(株) 入社	2014年2月	同社 重電機部 部長代理
1994年10月	同社 LNG事業第二部	2014年4月	同社 国内電力第一部 部長代理
1997年7月	同社 原油部	2015年10月	三菱商事パワー(株)
2005年12月	ペトロダイヤモンドジャパン(株) 常務取締役		燃料総括マネージャー
2008年7月	三菱商事(株) 石油原料部 統括マネージャー	2019年4月	三菱商事(株) 天然ガスグループ本部戦略企画室
2010年5月	同社 監査部	2022年5月	同社 天然ガスグループ本部中東室 (株)ジャベックスガラフ
2012年7月	同社 中東天然ガスユニット 総括マネージャー		非常勤監査役

補欠社外監査役候補者とした理由

佐々木雅也氏は、長年にわたり総合商社に携わり、豊富な経験と実績、幅広い知識と見識を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。

- (注) 1. 本株主総会参考書類は、作成時点（2026年5月15日）の情報を記載しておりますが、年齢については今回の株主総会終結時点の情報を、所有する当社株式の数については2026年3月31日時点の情報を記載しております。
- 佐々木雅也氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 佐々木雅也氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - 佐々木雅也氏が監査役に就任した場合には、独立役員となる予定であります。
 - 佐々木雅也氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 - 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約のその他の内容につきましては、事業報告「役員等賠償責任保険契約に関する事項」に記載のとおりであり、佐々木雅也氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、2027年3月に当該保険契約を同内容で更新予定であります。

以上

1 当社グループの現況

1. 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

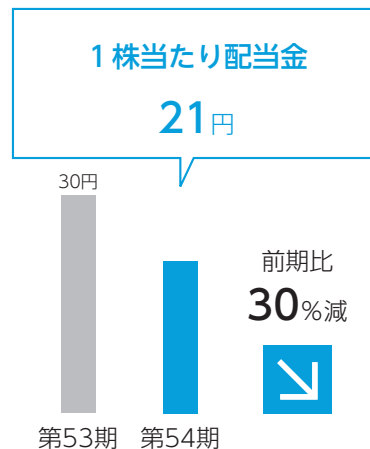
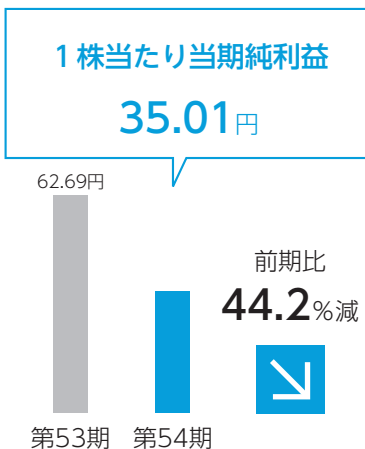
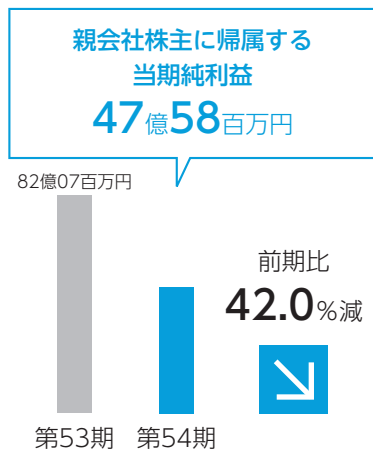
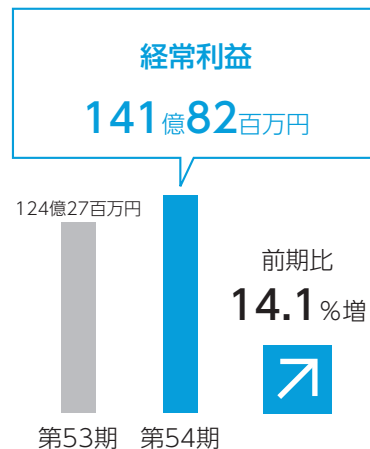
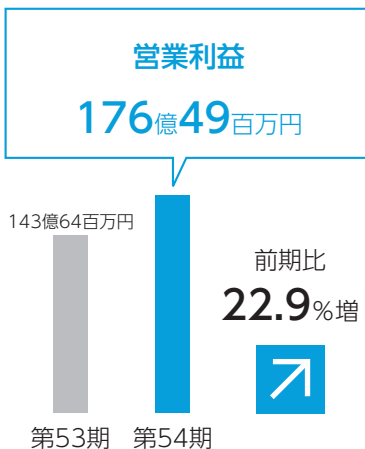
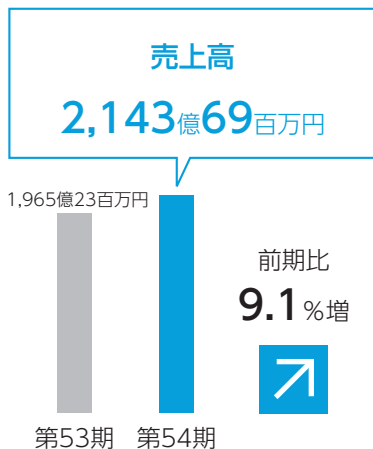
当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が見られ、インバウンド需要の増加等により緩やかな回復基調が続く一方、中東地域をめぐる情勢や米国の通商政策の動向、金融資本市場の変動による影響等については依然として不透明感があり、引き続き注視が必要な状況です。

当社グループが属する不動産業界における事業環境は、新築分譲マンション市場においては、原材料高や深刻な人手不足による建築コストの高騰といった調達環境を背景に販売価格は依然として上昇傾向にあるものの、実需層の需要は底堅く推移しております。エンドユーザーの世帯構成や働き方、価値観の変化を背景に、住まいに求められる機能や立地、生活利便性のニーズは多様化しており、新築分譲マンション販売は堅調に推移しております。

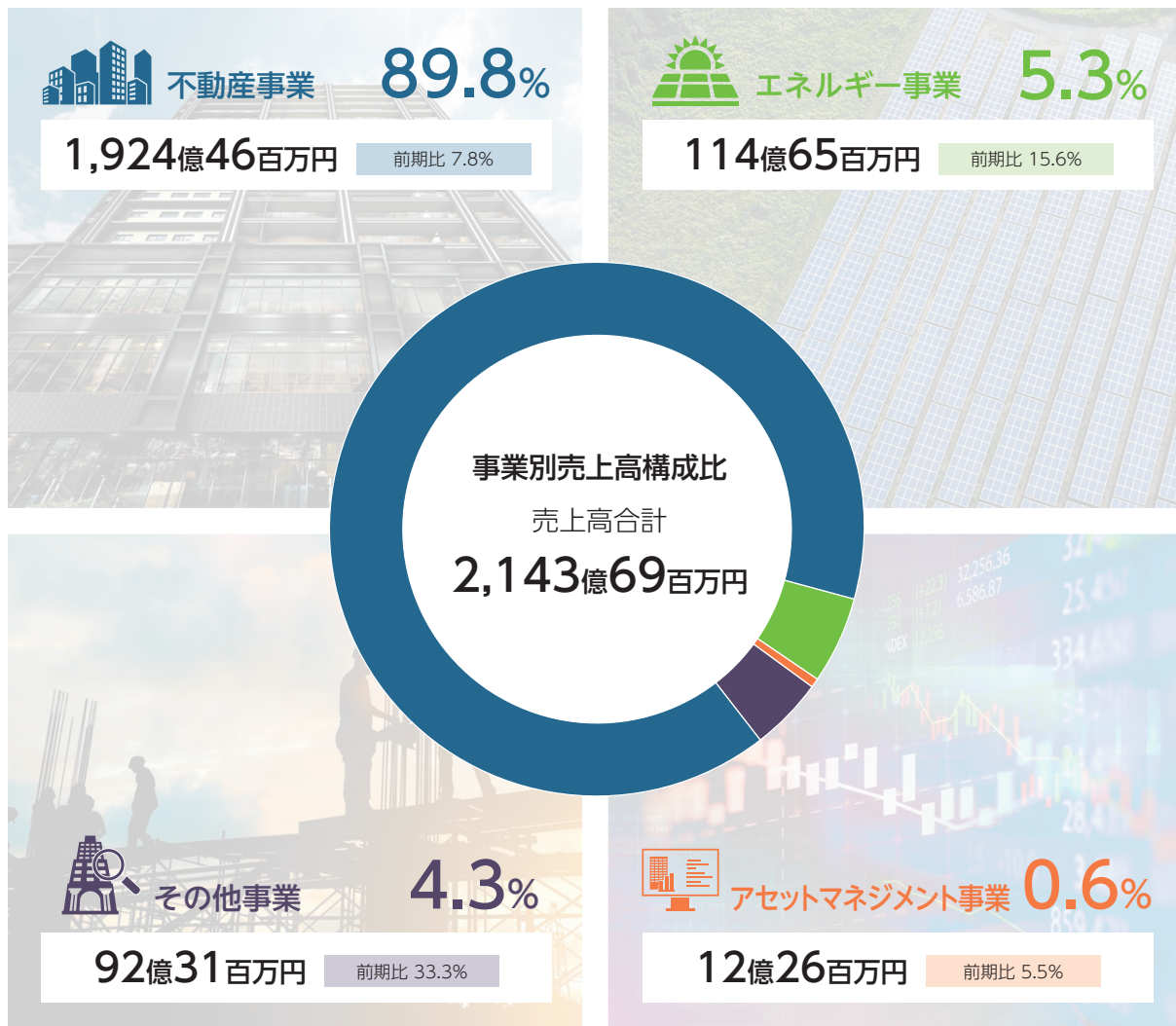
不動産経済研究所の調べによりますと、2025年の全国における新築分譲マンションの発売戸数は59,940戸と前年比で0.8%増加、4年ぶりの増加となりました。2025年のマンション平均価格は6,556万円（2024年6,082万円、7.8%増）で9年連続の上昇となり、1973年調査開始以来の最高値を更新しております。

なお、同研究所の調べによりますと2026年の全国におけるマンション発売戸数は全国で約6.2万戸を見込んでおり、新築分譲マンション市場は今後も需給バランスの均衡状態が続いていくものと考えております。そのような中、当社グループは2025年売主グループ別供給戸数ランキングで全国5位となり、新築分譲マンション市場において安定的に供給を行う役割を担っております。

当連結会計年度の経営成績は、売上高214,369百万円（前年同期比9.1%増）、営業利益17,649百万円（前年同期比22.9%増）、経常利益14,182百万円（前年同期比14.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益4,758百万円（前年同期比42.0%減）となっております。



事業別の概況は、次のとおりであります。

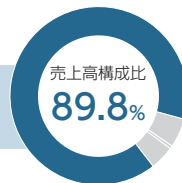




主要な事業内容

マンションブランド「レーベン」「ネベル」シリーズの開発・企画・販売を手がける新築分譲マンション事業を行っております。

 不動産事業



売上高

1,924億46百万円

前期比 7.8%増 

売上総利益

407億66百万円

前期比 6.0%増 

新築分譲マンション、流動化、新築戸建分譲、リニューアル再販、不動産賃貸、不動産管理、不動産その他等により、当事業売上高は192,446百万円（前期比7.8%増）となっております。



主要な事業内容

再生可能エネルギーを活用した発電事業を行っております。

 エネルギー事業



売上高

114億65百万円

前期比 15.6%増 

売上総利益

30億36百万円

前期比 19.0%増 

稼働済み発電施設の売電収入等により、当事業売上高は11,465百万円（前期比15.6%増）となっております。



主要な事業内容

幅広い投資家の皆様への優良な投資機会と堅実な資産管理サービスを行っております。

 **アセットマネジメント事業**

売上高構成比

0.6%

売上高

12億26百万円

前期比 5.5%増 

売上総利益

9億37百万円

前期比 0.4%増 

運用報酬については、運用資産規模が着実に積み上がった結果、当事業売上高は1,226百万円（前期比5.5%増）となっております。



主要な事業内容

品質管理体制、環境負荷の低減にも配慮した建設事業やオリジナルブランド「HOTEL THE LEBEN」を展開するホテル運営事業などを行っております。

 **その他事業**

売上高構成比

4.3%

売上高

92億31百万円

前期比 33.3%増 

売上総利益

9億18百万円

前期比 145.7%増 

建設の請負、大規模修繕工事の受注、ホテルの運営、各種手数料収入等により、当事業売上高は9,231百万円（前期比33.3%増）となっております。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の総額は32,362百万円であり、主なものは、事業用資産の取得31,633百万円、その他729百万円等であります。

③ 資金調達の状況

当社グループのコア事業であります新築分譲マンションについては、開発期間にわたり金融機関からの借入により資金調達を行っております。

なお、資金調達の安定性と機動性を確保するため、金融機関60社との間で107,602百万円のコミットメント・ライン契約及び当座貸越契約を締結しており、当連結会計年度末現在62,534百万円を調達しております。

2. 財産及び損益の状況

(百万円)

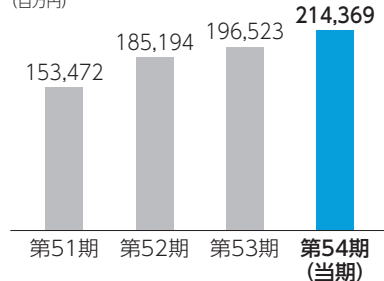
区分	第51期 2023年3月期	第52期 2024年3月期	第53期 2025年3月期	第54期 (当連結会計年度) 2026年3月期
売上高	153,472	185,194	196,523	214,369
親会社株主に帰属する当期純利益	4,584	8,178	8,207	4,758
1株当たり当期純利益	41.90円	74.39円	62.69円	35.01円
総資産	341,669	337,447	372,508	419,512
純資産	65,142	71,669	89,107	90,118
1株当たり純資産額	558.95円	596.90円	610.61円	615.91円

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。

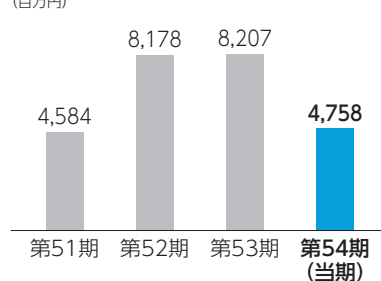
売上高

(百万円)



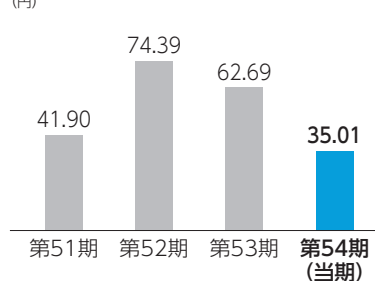
親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)



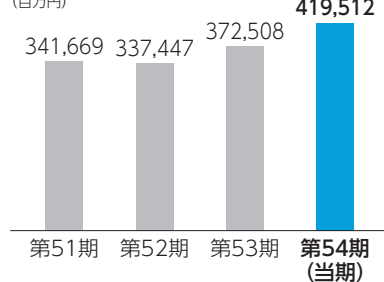
1株当たり当期純利益

(円)



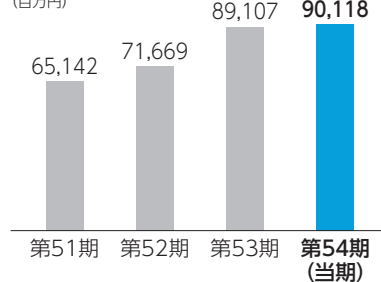
総資産

(百万円)



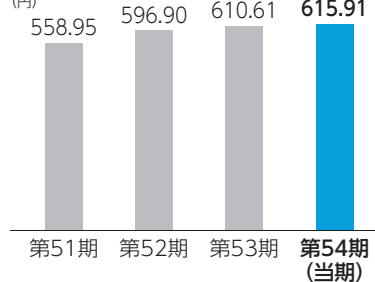
純資産

(百万円)



1株当たり純資産額

(円)



3. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社は親会社を有していないため、該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社タカラレーベン	400百万円	100%	不動産販売事業
株式会社レーベンコミュニティ	60百万円	100%	不動産管理事業
株式会社レーベンホームビルド	200百万円	100%	不動産販売事業
株式会社タカラレーベンリアルネット	30百万円	100%	不動産流通事業
株式会社レーベンゼストック	490百万円	100%	不動産買取再販業
株式会社レーベントラスト	60百万円	100%	賃貸管理事業
Takara Leben (Thailand) Co.,Ltd.	60百万THB	100%	不動産事業に対する投資業
MIRARTHエナジーソリューションズ株式会社	2,155百万円	100%	再生可能エネルギー事業
MIRARTHアセットマネジメント株式会社	250百万円	100%	投資運用業
MIRARTH不動産投資顧問株式会社	50百万円	90%	投資運用業

4. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、少子高齢化に伴う労働人口の減少、世帯構成やライフスタイルの多様化、インフレ等による資材・エネルギー価格の上昇や人件費の高騰、国内金利の動向変化、中東情勢をはじめとする国内外における情勢の不透明さなど、急速な変化の中にあり、またその不確実性も高まっています。

このような環境下において、当社グループは、パーパスである「サステナブルな環境をデザインする力で、人と地球の未来を幸せにする。」を2022年10月に公表し、2030年に向けた長期ビジョン「地域社会のタカラであれ。」のもと、地域社会と共創し、未来の街づくりに取り組む「未来環境デザイン企業」への進化を目指して各事業に取り組んでおります。

具体的な当社グループの対処すべき課題及び取り組み内容は、以下の通りです。

・不動産市況に対する対応

当社グループのコア事業であります新築分譲マンション事業は、建築費・人件費の高騰や工事期間の長期化、金利上昇リスクなど、様々な外的要因による市況の変化が比較的大きい業態となっております。厳格な工事原価のコントロールと適切な価格転嫁を推進するとともに、安定的な需要がある実需購買層に向けた商品開発・供給に一貫して拘ることで、外部環境に左右されにくい収益構造の構築を継続して進めております。また、首都圏への人口集中と地方都市の過疎化といった二極化する国内マーケットの中で、当社グループは全国8営業拠点において厳選した用地の選別を行い、顧客ニーズに応える商品展開に努めるとともに、各都市の活性化に貢献しております。

また、都心部における新築戸建分譲事業やリニューアブル再販事業など、住宅ニーズの変化を捉えた成長領域への投資を強化し、不動産事業全体の収益基盤の多様化と強化を図ってまいります。

流動化事業は、新築分譲マンション事業以上に金融環境や不動産投資市場等の外的要因の影響が大きい市場構造であると認識しております。引き続き、需要の底堅いレジデンスの開発・取得に注力しながら、オフィス・ホテル等も含めた資産ポートフォリオの最適化を行い、積極的な開発利益の追求と安定的なストック運用の両立を図ってまいります。

・ESG経営の推進

当社グループでは、「脱炭素社会の実現」「サステナブルな街づくり」「Well-beingの向上」「ガバナンスの強化」の4つをサステナビリティ重要テーマに掲げ、それぞれに対応する重要課題を10個特定し、この課題解決に向けた取り組みを推進してまいります。

E（環境）

地球温暖化の影響に伴う気候変動や激甚化する災害への対応として、温室効果ガスの排出削減、再生可能エネルギーの活用など、脱炭素社会の実現に向けた環境への取り組みが求められております。当社グループでは、カーボンニュートラル実現に向け、グループ全体の温室効果ガス排出量削減の中長期目標及び指標（KPI）を設定し、モニタリングを実施しています。また、新築分譲マンション事業におけるZEH化推進や、エネルギー事業における再生可能エネルギー電源の多様化、発電事業者と電力の需要家が直接契約を締結するPPA（電力販売契約）モデルの積極的な推進など、グループ全体の事業を通じて脱炭素社会の実現に貢献してまいります。

S（社会）

多様な暮らしのニーズに対する提案や、建物価値・サービス品質の向上、災害への対応など、当社グループは住まいの供給を通じて地域を活性化し、サステナブルな街づくりを推進してまいります。また、多様な人材が活躍できる職場風土を醸成し、ステークホルダーとの対話を通じて共創関係を築くなど、Well-beingの向上に取り組んでおります。

G（ガバナンス）

各種委員会（指名、報酬、コンプライアンス、リスクマネジメント）の設置や、公益通報窓口の適切な運用等により、リスク管理体制の強化及び内部統制システムの整備を図るとともに、コンプライアンスの徹底及びコーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。

・財務基盤の強化及び資本効率の向上

当社グループは、事業用不動産や発電設備等の取得について、原則、金融機関等からの借入金により賄っており、当連結会計年度においても事業用資産の順調な仕入等に伴い有利子負債が増加しております。金利上昇局面においては、より厳格な財務規律の維持が不可欠であると認識しており、事業別ROIC管理による投資と還元の最適化や、各事業領域における最適なポートフォリオの構築、資金調達手法の多様化等を推進し、財務基盤の強化ならびに厳格な財務規律の維持を図ってまいります。ストックビジネスを強化しEBITDAを拡大するとともに、引き続き財務健全性を維持しつつ、自己資本比率の向上と、有利子負債比率の低減を進めてまいります。

株主還元については、安定的かつ予見可能性の高い還元方針のもと、配当性向に加えてDOEを指標として活用し、持続的な利益成長と資本効率の向上を通じて、株主価値の向上に努めてまいります。

・人材確保及び人材育成

当社グループは、事業領域や事業展開エリアの拡大に伴い、従業員に求められるスキルや適性も多様化しております。ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進により、新卒・中途採用を問わず、優秀な人材確保に努めてまいります。階層別研修の拡充や適正な評価・報酬制度の運用により、強固な組織体制を構築するとともに、成長の源泉である人的資本への投資を一層拡大してまいります。

・DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

従来のサービスのみならず、お客様の利便性や企業価値向上に直結するデジタルソリューションの活用拡大が、当社グループの競争優位性を維持するために必要であると考えております。当社グループでは、市場ニーズにスピード感をもって応えることができるよう、費用対効果を見極めながら、DX基盤の構築への積極的な投資を行い、またデジタル技術に対する従業員のリテラシー向上と、イノベーションを実現する思考を持った人材育成を図ることにより、デジタル技術を活用したDXの推進と共にバリューチェーンの革新を進めてまいります。

5. 主要な営業所（2026年3月31日現在）

名称	所在地
MIRARTHホールディングス株式会社	本社（東京都千代田区）、北関東支店（埼玉県さいたま市大宮区）
株式会社タカラレーベン	本社（東京都千代田区）、九州・四国支店（福岡県福岡市中央区）、東北支店（宮城県仙台市）、関西支店（大阪府大阪市中央区）、松山支店（愛媛県松山市）、北関東支店（埼玉県さいたま市大宮区）
株式会社レーベンコミュニティ	本社（東京都港区）
株式会社レーベンホームビルド	本社（東京都中央区）
株式会社タカラレーベンリアルネット	本社（東京都中央区）
株式会社レーベンゼストック	本社（東京都千代田区）
株式会社レーベントラスト	本社（東京都港区）
Takara Leben (Thailand) Co.,Ltd.	本社（タイ王国バンコク都）
MIRARTHエナジーソリューションズ株式会社	本社（東京都新宿区）
MIRARTHアセットマネジメント株式会社	本社（東京都千代田区）
MIRARTH不動産投資顧問株式会社	本社（東京都千代田区）

（注）株式会社レーベンホームビルドは2025年6月3日付にて、本社を神奈川県横浜市から移転いたしました。

6. 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 当社グループの使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,475 (112) 名	31名減 (増減なし)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
33 (2) 名	増減なし (増減なし)	39.1歳	2.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

7. 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	67,229百万円
株式会社みずほ銀行	9,643
株式会社りそな銀行	8,829
朝日信用金庫	6,777
三井住友信託銀行株式会社	6,756
株式会社愛媛銀行	6,745
株式会社千葉銀行	6,409
株式会社SBI新生銀行	6,149

8. その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数

248,000,000株

2. 発行済株式の総数

135,978,592株 (自己株式4,321,408株を除く)

3. 株主数

89,267名

4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
一般社団法人村山財産管理	25,633,600株	18.85%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	14,245,700株	10.48%
有限会社村山企画	1,800,000株	1.32%
MIRARTHホールディングス取引先持株会	1,650,300株	1.21%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,490,097株	1.10%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,449,200株	1.07%
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	1,438,200株	1.06%
MIRARTHホールディングス従業員持株会	1,382,600株	1.02%
JP MORGAN CHASE BANK	1,376,239株	1.01%
ルーデン・ホールディングス株式会社	1,316,000株	0.97%

(注) 1. 当社は、自己株式4,321,408株を保有しておりますが、上記大株主からは控除しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項 (2026年3月31日現在)

1. 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名				担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	しま 島	だ 田	かず 和	いち 一	グループCEO兼グループCOO兼社長執行役員 (株)タカラレーベン 取締役副会長 住宅産業信用保証(株) 社外取締役 (一社) 全国住宅産業協会 理事
取締役	なか 中	むら 村	だい 大	すけ 助	グループCFO兼専務執行役員兼サステナビリティ推進室長
取締役	あき 秋	さわ 澤	しょう 昭	いち 一	(不動産セグメント管掌) (株)タカラレーベン 代表取締役兼社長執行役員
取締役	やま 山	ぎし 岸	なお 直	ひと 人	(一社) 全国道路標識・標示業協会 専務理事 (一社) UTMS協会 監事 (非常勤)
取締役	うち 内	だ 田		かなめ 要	麗澤大学 客員教授 (一社) 不動産協会 顧問 (一財) 土地総合研究所 理事長
取締役	かな 金	まる 丸	ゆう 祐	こ 子	外苑法律事務所 パートナー弁護士 (株)イーアイ 社外取締役 (監査等委員) HEROZ(株) 社外取締役 (監査等委員) ソフトバンクグループ(株) 社外監査役
取締役	お 小	の 野	やす 保	こ 子	イオンフィナンシャルサービス(株) 社外監査役
常勤監査役	み 三	うら 浦	ゆう 由	こ 布子	(株)タカラレーベン 監査役 (株)レーベンゼストック 監査役 (株)タカラレーベンリアルネット 監査役 パシフィックコンサルタンツ(株) 社外監査役 アズワン(株) 社外取締役 (監査等委員)
常勤監査役	き 木	むら 村	まさ 正	き 樹	(株)タカラレーベン 監査役 MIRARTHアセットマネジメント(株) 監査役 MIRARTHエナジーソリューションズ(株) 監査役
非常勤監査役	わた 渡	なべ 部	あき 彰	ひと 仁	(株)タカラレーベン 監査役 (株)レーベントラスト 監査役 (株)レーベンホームビルド 監査役 MIRARTH不動産投資顧問(株) 監査役

- (注) 1. 取締役山岸直人氏、取締役内田要氏、取締役金丸祐子氏及び取締役小野保子氏は社外取締役であります。
2. 常勤監査役三浦由布子氏、常勤監査役木村正樹氏及び非常勤監査役渡部彰仁氏は社外監査役であります。

3. 常勤監査役三浦由布子氏は公認会計士の資格と経験により、また常勤監査役木村正樹氏及び非常勤監査役渡部彰仁氏はいずれも長年にわたり金融機関において業務に従事した経験を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、山岸直人氏、内田要氏、金丸祐子氏、小野保子氏、三浦由布子氏、木村正樹氏及び渡部彰仁氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	変更年月日
島田 和一	代表取締役 兼 グループCEO 兼 グループCOO 兼 社長執行役員 (株)タカラレーベン 取締役副会長 住宅産業信用保証(株) 社外取締役	代表取締役 兼 グループCEO 兼 グループCOO 兼 社長執行役員 (株)タカラレーベン 取締役副会長 住宅産業信用保証(株) 社外取締役 (一社) 全国住宅産業協会 理事	2025年6月3日
中村 大助	取締役 兼 グループCFO 兼 常務執行役員 (株)タカラレーベン 取締役 兼 専務執行役員	取締役 兼 グループCFO 兼 専務執行役員 兼 サステナビリティ推進室長 (株)タカラレーベン 取締役 兼 専務執行役員	2025年4月1日
	取締役 兼 グループCFO 兼 専務執行役員 兼 サステナビリティ推進室長 (株)タカラレーベン 取締役 兼 専務執行役員	取締役 兼 グループCFO 兼 専務執行役員 兼 サステナビリティ推進室長	2025年6月23日
金丸 祐子	社外取締役 外苑法律事務所 パートナー弁護士 アキュリスファーマ(株) 社外監査役 (株)エーアイ 社外取締役 (監査等委員) HEROZ(株) 社外取締役 (監査等委員) ソフトバンクグループ(株) 社外監査役	社外取締役 外苑法律事務所 パートナー弁護士 (株)エーアイ 社外取締役 (監査等委員) HEROZ(株) 社外取締役 (監査等委員) ソフトバンクグループ(株) 社外監査役	2025年10月16日
小野 保子	イオンフィナンシャルサービス(株) 社外監査役	社外取締役 イオンフィナンシャルサービス(株) 社外監査役	2025年6月25日
三浦由布子	常勤監査役 (社外監査役) (株)タカラレーベン 監査役 (株)レーベンゼストック 監査役 (株)タカラレーベンリアルネット 監査役 パシフィックコンサルタンツ(株) 社外監査役	常勤監査役 (社外監査役) (株)タカラレーベン 監査役 (株)レーベンゼストック 監査役 (株)タカラレーベンリアルネット 監査役 パシフィックコンサルタンツ(株) 社外監査役 アズワン(株) 社外取締役 (監査等委員)	2025年6月26日
渡部 彰仁	非常勤監査役 (社外監査役) (株)タカラレーベン 監査役 (株)レーベントラスト 監査役	非常勤監査役 (社外監査役) (株)タカラレーベン 監査役 (株)レーベントラスト 監査役 (株)レーベンホームビルド 監査役	2025年6月3日
	非常勤監査役 (社外監査役) (株)タカラレーベン 監査役 (株)レーベントラスト 監査役 (株)レーベンホームビルド 監査役	非常勤監査役 (社外監査役) (株)タカラレーベン 監査役 (株)レーベントラスト 監査役 (株)レーベンホームビルド 監査役 MIRARTH不動産投資顧問(株) 監査役	2025年6月20日

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び当社子会社（M I R R A R T H不動産投資顧問(株)を除きます。）におけるすべての取締役、監査役、執行役員及び管理監督・指揮命令を行う従業員を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、株主代表訴訟及び第三者訴訟を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。
- ・被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、役員等の犯罪行為・不正行為等に起因する損害については、填補の対象外としております。

4. 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				支給人員
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	238百万円 (40百万円)	174百万円 (40百万円)	19百万円 (-)	44百万円 (-)	-	8名 (5名)
監査役 (うち社外監査役)	22百万円 (22百万円)	22百万円 (22百万円)	-	-	-	2名 (2名)
合計 (うち社外役員)	261百万円 (62百万円)	196百万円 (62百万円)	19百万円 (-)	44百万円 (-)	-	10名 (7名)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. スtockオプションは、割当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額であり、支給人員は取締役3名であります。

② 非金銭報酬等の内容

当社の非金銭報酬については株式報酬型ストックオプションとし、当該期における業績目標やE S G目標等の達成度合に応じて支給・不支給を決定するものとします。なお、具体的な支給額又は支給数については、各業務執行取締役の個別の評価により決定します。その目標となる業績等の指標は毎年設定し、環境の変化に応じて適宜見直しを行うものとします。

株式報酬型ストックオプションは、一定期間後行使可能なA種ストックオプションと、退職時行使可能なB種ストックオプションであります。

③ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から、役員として受けた報酬等の総額は10百万円であります。

④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議による定めに関する事項

取締役の報酬限度額は、2017年6月27日開催の第45期定時株主総会において定款で定める取締役の員数（15名以内）に対し年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は3名）であります。また別枠で、2021年6月25日開催の第49期定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額600百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役の員数は8名であります。

監査役の報酬限度額は、1999年7月16日開催の臨時株主総会において定款で定める監査役の員数（5名以内）に対し年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は3名）であります。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 決定方針の決定方法

決定方針は、報酬諮問委員会において審議をし、取締役会に対して助言・提言をおこない、報酬諮問委員会の助言・提言内容を尊重して、取締役会が決定しております。当社は2025年6月25日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

ロ. 決定方針の内容の概要

a. 基本方針

当社は、役員の報酬等の額の決定に際しては、株主総会で決議された範囲内で、業績や潜在的リスク、グループ経営に対する責任度合い、中期経営計画の進捗度合い等を総合的に考慮したうえで、任意の諮問機関である報酬諮問委員会の諮問に基づき決定するものとし、業務執行取締役については報酬の一定割合を業績や各取締役の貢献度と連動させることで、持続的な成長へ向けたインセンティブとして機能するように設定し、健全かつ効率的で安定した継続企業へと結びつけるものとします。

業務執行取締役の役員報酬に関する具体的な基本方針の内容は、次のとおりとします。

- ・当社企業価値の向上に資するものであること。
- ・優秀な人材を確保、維持できる金額水準と設計であること。
- ・当社の中長期経営戦略を反映する設計であり、それを動機づけるものであること。
- ・株主や社員をはじめとしたステークホルダーに対して透明性、公正性及び合理性を備えており、これを担保する適切なプロセスを経て決定されること。
- ・基本報酬に加え、業績連動を導入して設計された報酬体系に基づき決定されること。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、役位、職責に応じて業界水準や他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案し作成された基本報酬テーブルに基づき、これを12月で等分にしたものが月例報酬として支給されます。

c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の計算方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬以外の報酬については、現金賞与、及び株式報酬型ストックオプションとし、当該期における業績目標やE S G目標等の達成度合に応じて支給・不支給、支給額・支給数を決定するものとします。

なお、現金賞与については、当社の当該期の業績目標が未達であっても、各業務執行取締役の管掌する部門における目標達成状況等に応じて支給することができるものとし、その目標となる業績等の指標は毎年設定し、環境の変化に応じて適宜見直しを行うものとし、

株式報酬型ストックオプションにおいては、一定期間後行使可能なA種ストックオプションと、退職時行使可能なB種ストックオプションとします。

- d. 基本報酬額・業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬の割合については、原則として、「取締役基本報酬：現金賞与：A種ストックオプション：B種ストックオプション＝5：2：2：1」とします。

個別報酬額の決定は諮問機関である報酬諮問委員会にて決定します。報酬諮問委員会とは、その支払い総額を、都度取締役会にて報告します。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項及び当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個別報酬額については、株主総会の決議により決定された報酬の総額の範囲内で、取締役会において決議された取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき、取締役会の決議により授権された報酬諮問委員会で決定しております。取締役の個別報酬額の決定権限を報酬諮問委員会に委任した理由は、報酬の決定についての透明性及び説明責任を強化するためです。

上記のとおり、取締役の個別報酬額については、報酬諮問委員会で決定し、その支払い総額を取締役に報告する措置を講じており、これらの手続きを経て取締役の個別報酬額が決定されていることから、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当事業年度における報酬諮問委員会の各構成員については次のとおりであります。

委員長	内田 要 (社外取締役)	委員	山岸直人 (社外取締役)
委員	島田和一 (代表取締役 兼 グループCEO 兼 グループCOO 兼 社長執行役員)		

5. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	当該他の法人等との関係
取締役	山岸 直人	(一社) 全国道路標識・標示業協会	専務理事	当社との間には、特別な関係はありません。
		(一社) UTMS 協会	監事 (非常勤)	当社との間には、特別な関係はありません。
取締役	内田 要	麗澤大学	客員教授	当社との間には、特別な関係はありません。
		(一社) 不動産協会	顧問	当社との間には、特別な関係はありません。
		(一財) 土地総合研究所	理事長	当社との間には、特別な関係はありません。
取締役	金丸 祐子	外苑法律事務所	パートナー弁護士	当社との間には、特別な関係はありません。
		(株)エーアイ	社外取締役 (監査等委員)	当社との間には、特別な関係はありません。
		HEROZ(株)	社外取締役 (監査等委員)	当社との間には、特別な関係はありません。
		ソフトバンクグループ(株)	社外監査役	当社との間には、特別な関係はありません。
取締役	小野 保子	イオンフィナンシャルサービス(株)	社外監査役	当社との間には、特別な関係はありません。
監査役	三浦由布子	(株)タカラレーベン	監査役	当社の子会社であります。
		(株)レーベンゼストック		当社の子会社であります。
		(株)タカラレーベンリアルネット		当社の子会社であります。
		パシフィックコンサルタンツ(株)	社外監査役	当社との間には、特別な関係はありません。
		アズワン(株)	社外取締役 (監査等委員)	当社との間には、特別な関係はありません。

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	当該他の法人等との関係
監査役	木村 正樹	(株)タカラレーベン	監査役	当社の子会社であります。
		MIRARTHアセットマネジメント(株)		当社の子会社であります。
		MIRARTHエナジーソリューションズ(株)		当社の子会社であります。
監査役	渡部 彰仁	(株)タカラレーベン	監査役	当社の子会社であります。
		(株)レーベントラスト		当社の子会社であります。
		(株)レーベンホームビルド		当社の子会社であります。
		MIRARTH不動産投資顧問(株)		当社の子会社であります。

- ② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査役会 出席状況 (出席率)	主な活動状況
取締役	山岸 直人	17/17回 (100%)	—	社外取締役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。具体的には、当社グループの経営の方針・経営戦略について、警察庁及び建設省（現国土交通省）等での経験や警察本部等での職務執行経験を基にした見識と専門知識に基づき指摘・助言等を行いました。また、指名諮問委員会委員長及び報酬諮問委員会委員を務め、取締役の報酬・人事評価等の取締役への答申を行う等、経営監視機能を十分に果たしました。
取締役	内田 要	17/17回 (100%)	—	社外取締役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。具体的には、当社グループの経営の方針・経営戦略について、不動産業界における幅広い経験や内閣官房及び国土交通省等での職務実績と経験に基づき指摘・助言等を行いました。また、報酬諮問委員会委員長及び指名諮問委員会委員を務め、取締役の報酬・人事評価等の取締役への答申を行う等、経営監視機能を十分に果たしました。
取締役	金丸 祐子	17/17回 (100%)	—	社外取締役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。具体的には、当社グループの経営の方針・経営戦略について、弁護士としての高い見識と専門知識、コンプライアンス、ダイバーシティ等幅広い視点に基づき指摘・助言等を行いました。また、コンプライアンス委員会委員長及びリスクマネジメント委員会委員を務め、通報案件への対応や能動的なリスク管理を実施する素地を構築する等、経営監視機能を十分に果たしました。
取締役	小野 保子	14/14回 (100%)	—	社外取締役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。具体的には、当社グループの経営の方針・経営戦略について、国内外における他社役員及び内部統制の経験に基づく、企業経営、ダイバーシティ等の幅広い視点から指摘・助言等を行いました。また、コンプライアンス委員会委員及びリスクマネジメント委員会委員として、実務経験に基づく指摘・助言を行い体制の実効性強化に貢献する等、経営監視機能を十分に果たしました。
監査役	三浦由布子	17/17回 (100%)	12/12回 (100%)	取締役会においては、社外監査役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
監査役	木村 正樹	17/17回 (100%)	12/12回 (100%)	取締役会においては、社外監査役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
監査役	渡部 彰仁	17/17回 (100%)	12/12回 (100%)	取締役会においては、社外監査役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(注) 取締役小野保子氏の取締役会の出席状況は、2025年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会の回数に基づくものであります。

4 会計監査人の状況

1. 名称

太陽有限責任監査法人

2. 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	38百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	74百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額となります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

単位：百万円

科目	金額
資産の部	
流動資産	257,954
現金及び預金	59,027
受取手形、売掛金及び契約資産	13,001
販売用不動産	71,397
販売用発電施設	956
仕掛販売用不動産	96,702
未成工事支出金	534
その他	16,731
貸倒引当金	△397
固定資産	161,520
有形固定資産	134,019
建物及び構築物	41,328
機械装置及び運搬具	49,859
工具、器具及び備品	637
土地	38,454
リース資産	173
建設仮勘定	3,565
無形固定資産	7,695
のれん	2,627
その他	5,067
投資その他の資産	19,805
投資有価証券	2,949
繰延税金資産	4,976
その他	11,879
貸倒引当金	△0
繰延資産	37
資産合計	419,512

科目	金額
負債の部	
流動負債	143,940
電子記録債務	13,505
買掛金	12,187
短期借入金	45,180
1年内償還予定の社債	2,836
1年内返済予定の長期借入金	40,774
リース債務	36
未払法人税等	5,315
前受金	4,557
賞与引当金	931
完成工事補償引当金	1,050
その他	17,565
固定負債	185,453
長期借入金	174,661
社債	4,624
リース債務	154
役員退職慰労引当金	46
退職給付に係る負債	1,461
資産除去債務	659
繰延税金負債	2,365
その他	1,479
負債合計	329,393
純資産の部	
株主資本	83,246
資本金	9,056
資本剰余金	8,063
利益剰余金	67,737
自己株式	△1,611
その他の包括利益累計額	504
その他有価証券評価差額金	525
為替換算調整勘定	△97
退職給付に係る調整累計額	76
新株予約権	363
非支配株主持分	6,004
純資産合計	90,118
負債純資産合計	419,512

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

単位：百万円

科 目	金 額	
売上高		214,369
売上原価		168,710
売上総利益		45,659
販売費及び一般管理費		28,009
営業利益		17,649
営業外収益		
受取利息	91	
受取配当金	209	
受取手数料	149	
受取保険金	108	
持分法による投資利益	232	
為替差益	206	
雑収入	301	1,299
営業外費用		
支払利息	4,190	
匿名組合投資損失	96	
アレンジメントフィー	147	
雑損失	332	4,766
経常利益		14,182
特別利益		
投資有価証券売却益	411	
補助金収入	137	
違約金収入	120	
関係会社株式売却益	447	1,116
特別損失		
固定資産除却損	10	
減損損失	4,754	
関係会社株式売却損	83	
関係会社株式評価損	447	
事業撤退損	182	
工事補償損失	100	5,578
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益		9,720
匿名組合損益分配額	267	267
税金等調整前当期純利益		9,452
法人税、住民税及び事業税	5,266	
法人税等調整額	△673	4,593
当期純利益		4,859
非支配株主に帰属する当期純利益		100
親会社株主に帰属する当期純利益		4,758

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

単位：百万円

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	57,482
現金及び預金	19,514
売掛金	8,220
未収入金	488
販売用不動産	6,790
販売用発電施設	579
仕掛販売用不動産	9,488
前渡金	65
前払費用	381
関係会社短期貸付金	7,062
その他	6,137
貸倒引当金	△1,245
固定資産	46,574
有形固定資産	18,712
建物	7,107
構築物	123
機械及び装置	2,091
工具、器具及び備品	58
土地	9,331
無形固定資産	1,179
借地権	242
ソフトウェア	330
その他	607
投資その他の資産	26,683
投資有価証券	2,466
関係会社株式	21,085
その他の関係会社有価証券	0
出資金	257
会員権	107
敷金及び保証金	605
関係会社長期貸付金	400
繰延税金資産	409
その他	1,352
繰延資産	20
社債発行費	20
資産合計	104,078

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	21,413
電子記録債務	1,639
買掛金	242
短期借入金	8,792
1年内償還予定の社債	2,000
1年内返済予定の長期借入金	5,692
未払金	850
未払費用	1
未払法人税等	220
前受金	732
預り金	429
前受収益	137
賞与引当金	9
完成工事補償引当金	664
その他	0
固定負債	25,907
長期借入金	21,309
社債	3,909
預り敷金及び保証金	655
退職給付引当金	4
資産除去債務	27
負債合計	47,321
純資産の部	
株主資本	55,846
資本金	9,056
資本剰余金	9,548
資本準備金	9,054
その他資本剰余金	494
利益剰余金	38,852
利益準備金	92
その他利益剰余金	38,759
別途積立金	14,681
繰越利益剰余金	24,078
自己株式	△1,611
評価・換算差額等	548
その他有価証券評価差額金	548
新株予約権	363
純資産合計	56,757
負債純資産合計	104,078

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

単位：百万円

科 目	金 額	
売上高		
不動産事業収入	36,255	
エネルギー事業収入	599	36,855
営業収益		
関係会社受取配当金	2,912	2,912
売上高及び営業収益合計		39,767
売上原価		
不動産事業原価	30,063	
エネルギー事業原価	695	30,759
売上総利益		9,008
販売費及び一般管理費		5,769
営業利益		3,238
営業外収益		
受取利息	115	
受取配当金	177	
貸倒引当金戻入額	19	
雑収入	1,051	1,364
営業外費用		
支払利息	459	
匿名組合投資損失	99	
雑損失	314	874
経常利益		3,728
特別利益		
投資有価証券売却益	411	411
特別損失		
関係会社株式評価損	6	
事業撤退損	115	
工事補償損失	100	
貸倒引当金繰入額	990	1,211
税引前当期純利益		2,927
法人税、住民税及び事業税	179	
法人税等調整額	△113	66
当期純利益		2,861

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

MIRARTHホールディングス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石原 鉄也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 下川 高史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、MIRARTHホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MIRARTHホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

M I R A R T Hホールディングス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石原 鉄也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 下川 高史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、M I R A R T Hホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

M I R A R T Hホールディングス株式会社 監査役会
常勤監査役（社外監査役） 三 浦 由布子
常勤監査役（社外監査役） 木 村 正 樹
非常勤監査役（社外監査役） 渡 部 彰 仁

以 上

UD FONT

見やすく読みましがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

